【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】
電気工事業を更新するときの申請

1 電気工事業の登録の有効期間は5年間です。

電気工事業の事業を続けるためには、登録の日から５年ごとに更新の手続をする必要があります。

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録電気工事業者登録申請書	1	**※押印は不要です。**
手数料の支払後に受け取った「控１」の印字があるレシート	1	**支払場所で受け取った「控１」のレシートを申請書の裏側に貼り付けてください。（詳細は下記３を参照）**
誓約書	各１	**※押印は不要です。** ①**法人の場合**には、法人としての誓約書と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ②**個人事業の場合**には、事業者の代表者と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ※ただし、**法人の代表者または個人事業の代表者が主任電気工事士を兼任する場合は、主任電気工事士の誓約書は不要**です。
主任電気工事士の雇用証明書	1	**※押印は不要です。** **事業者の代表者が主任電気工事士である場合には、提出は不要**です。
主任電気工事士免状の写し	1	**第一種電気工事士**の方は、**法定講習の受講記録**の欄の写しも添付してください。
登記事項証明書（法人登記簿謄本）	1	法人である場合に提出してください。**個人事業の場合には提出は不要**です。
備付器具調書	1	取り扱う工種（一般用電気工作物のみの場合、自家用電気工作物も取り扱う場合）により必要な機器が異なりますので、調書の注釈の記載を参考に作成してください。
電気工事業者登録証	1	既に交付されている電気工事業者登録証を返納してください。

3 手数料

12,000 円（**申請書に印刷されたバーコード**を支払場所に提示して納付してください。）

○バーコード付き申請書は、県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロードできます。

○バーコードが印刷された申請書を次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎　地下１階　売店（鳥取市東町一丁目２２０）
中部総合事務所　別館１階　倉吉食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）
西部総合事務所　本館３階　米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）

○納付後に受け取った「控１」の印字があるレシート（例１）を申請書の裏面に貼り付けてください。（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印

がある領収証書（例２）を貼り付け）

〈例１〉

〈例２〉

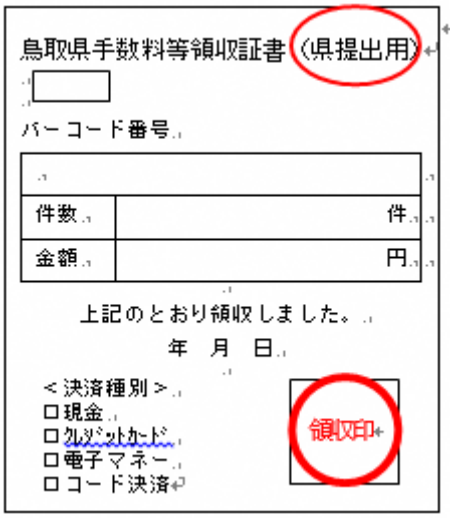

＜注意事項＞

・その年度に発行された申請書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。４月１日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用ください。

・令和３年９月３０日を以て鳥取県収入証紙の販売は終了させていただきました。

・お手元に残った県収入証紙は、令和８年９月３０日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料３．３％を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

（アドレス）https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm

（電話）０８５７－２６－７４３７

4 申請の方法

申請に必要な書類を、登録期間の満了日の１０日前までに次の申請先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課
〒６８０－８５７０
鳥取市東町一丁目２７１番地
電話　０８５７－２６－７０６３

様式第２（第２条）

鳥取県庁POS	¥12,000
2 102030 601009	
手数料名:電気工事業登録手数料更新	
予算主務課:消防防災課	
電話番号:0857-26-7063	

※支払場所（営業時間：平日 9:00～17:00）
①鳥取県庁本庁舎　地下１階　売店
②中部総合事務所　別館１階　倉吉食品衛生協会
③西部総合事務所　本館３階　米子食品衛生協会
→「控１」の印字があるレシートを裏面に貼り付け

×整 理 番 号	
×受理年月日	年　　月　　日

登録電気工事業者更新登録申請書

年　　月　　日

鳥　取　県　知　事　　様

住　　所　〒

氏 名 又 は 名 称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第３条第３項の登録を受けたいので、同法第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　現在の登録の年月日及び登録番号

年　　月　　日　鳥取県知事登録第　　号

２　営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物 自家用電気工作物		第　種電気工事士免状 第　　号

(工種を○で囲むこと)

３　法人にあっては、その役員の氏名

(備考)　1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと
3 電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること
4 主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第 19 条第 2 項に該当する場合にあっては＊印を付すること
5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

〔添付書類〕

登　録　申　請　者　誓　約　書

年　　月　　日

鳥　取　県　知　事　　様

住　所

名　称

私及び当社役員は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第６条第１項第１号から第５号に該当しない者であることを誓約します。

〔添付書類〕

主 任 電 気 工 事 士 誓 約 書

年　　月　　日

鳥 取 県 知 事　　様

住　所

氏　名

私は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第６条第１項第１号から第４号に該当しない者であることを誓約します。

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

〔添付書類〕

雇　用　証　明　書

年　　月　　日

鳥取県知事　様

登録申請者　住　　所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住　　所	
生年月日・年齢	年　　月　　日生　　満　　歳
雇用年月日	

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

〔添付書類〕

電気工事士免状の写し

氏名欄の写しを貼付してください。

第一種電気工事士の方は、法定講習の受講記録欄を貼付してください。

※第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、講習の受講履歴欄の写しも貼付してください。

〔添付書類〕

備付器具調書

器具名	製造年	製品番号	台数	製造業者名
①絶縁抵抗計				
②接地抵抗計				
③回路計であって抵抗および交流電圧を測定できる器具				
④低圧検電器				
⑤高圧検電器				
⑥継電器試験装置				
借入先				
⑦絶縁耐力試験装置				
借入先				

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。

※一般用電気工作物のみを取り扱う場合には、**①～③までの機器**が必要です。

※自家用電気工作物を取り扱う場合には、**①～⑦までの機器**が必要です。

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。